

監査結果に関する措置状況報告書

監査の対象：令和元年度定期監査等 通知を受けた日：令和3年3月23日

指摘No.	指摘の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>時間外勤務の申請について改善を求めるもの</p> <p>平成31年1月の職員の勤務状況について、無作為抽出（51名）を行い調査したところ、以下の実態が見受けられた。</p> <p>■時間外勤務の申請がないにもかかわらず、所定の勤務終了時間と退勤打刻時間に相当の乖離が発生している職員が一定数見受けられた。</p> <p>■時間外勤務の申請がないにもかかわらず、退勤打刻時間と業務用パソコンの電源オフ時間に相当の乖離が発生している職員が数人見受けられた。</p> <p>■時間外勤務の申請がないにもかかわらず、休日に出勤し、業務用パソコンで業務を行っている職員が数人見受けられた。なお、出退勤の打刻は行っていなかった。</p> <p>原因追究のため、上記に該当した全職員及びその職員の時間外勤務命令権者に対してヒアリングを実施したところ、職員からは、私事や書類整理、片付け等のため業務は行っていないという回答が大多数であったが、一部の職員から「時間外や休日に未申請の時間外勤務を行っていた」との回答を得た。また、時間外勤務の強要や、不承認の事実は確認できなかった。</p> <p>ヒアリング結果から、一部の職員が所定の勤務時間終了後や退勤打刻後、また休日に私事や書類整理等で在館している実態が明らかとなった。こうした私事や在館は、不要不急、あるいは隠れた時間外勤務の助長に繋がりがかねないため、厳に慎まなければならない。</p> <p>一方で、一部とはいえ未申請の時間外勤務を行っていた職員が存在していたことから、環境施設組合全体の勤務実態を調査し、各職員の業務量・進行状況等にアンバランスが生じていないか確認する必要がある。</p> <p>[改善勧告] 1 環境施設組合は、全職員に対して時間外勤務にかかる申請手続きの必要性・重大性について徹底するとともに、不要不急な時間外勤務の解消に向けた職場環境づくりを行うこと。 2 命令権者は、職員の退勤打刻を定期的に確認するなど出退勤状況を適切に把握し、時間外勤務の必要性を精査し、事前命令の徹底を行うとともに、不適切な時間外勤務に繋がりがかねない私事や在館の解消を行うこと。 3 命令権者は、職員の業務の進行状況や有給休暇等の取得状況にも注意を払い、職員の適切な労働時間の管理を行うこと。</p>	<p>(改善勧告1について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全職員に対する申請手続の周知徹底については、令和2年2月に各課長・工場長を通じ、当日や翌日以降の手順を示すなどして全職員に周知した（周知①）。 令和2年4月には、同年2月に周知①で周知した内容を改めて整理し、各課長・工場長を通じて全職員に周知した（周知②）。 さらに、令和3年3月10日には、改めて周知②の再周知により全職員への周知を徹底した（周知③）。 また、不要不急な時間外勤務の解消に向けては、職場におけるコミュニケーションがより円滑かつ活発に行われる環境を構築していく必要があることから、令和3年1月から3月にかけて全職員を対象として実施した研修において、「風通しの良い職場づくり」の重要性を周知した。 さらに、周知③においては、改めて「風通しの良い職場づくり」について周知した。 <p>(改善勧告2について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 周知①において、命令権者に対し、出退勤打刻情報の確認や時間外勤務の事前申請の徹底に加え、時間外勤務命令を受けていない職員に対して終業時に退庁を促すことを周知しており、周知②及び周知③により繰り返し周知した。 また、今回の指摘及びこれに伴う調査結果を受け、今後は出退勤打刻情報及びパソコンの操作ログ情報の調査を総務課が不定期に実施することとし、周知③においては、この方針についても通知した。 なお、今回の指摘を受け、過去2年間の勤務状況について、全職員を対象とした2種類の調査（出退勤打刻時刻の乖離の実態及び休日等の無届勤務）を実施した。 出退勤打刻時刻の乖離の実態調査としては、認定された勤務時刻と出退勤打刻時刻をシステムにおいて全件調査し、その結果、1時間以上の乖離が確認された職員に対しては、令和2年3月にヒアリングにより事情を確認したが、超過勤務と認められる事実はなかった。 また、休日等の無届勤務の調査としては、無届での休日出勤又は退勤打刻後の業務実施の有無について全職員を対象にアンケート調査を実施し、「有」との回答のあった職員については、パソコンの操作ログデータを確認の上、ヒアリングを実施した。 その結果、超過勤務と認められるものについては、令和3年2月に当該超過勤務に係る手当を追給した。 <p>(改善勧告3について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 周知①において、命令権者が職員の有給休暇の取得状況や勤務状況を把握するとともに、業務の進行管理や健康管理に注意し、特定の職員に業務が偏ることのないよう適正に労働時間の管理を行うことを求めた。 周知②及び周知③を始めとして、機会を捉えて職員の労働時間を適正に管理するよう周知している。 労働時間の適正な管理に資する情報として、総務課からは、システムからの出力情報に基づく職員の年次休暇取得状況を各課・各工場長に定期的に提供しており、令和2年度分については、令和2年10月、12月、令和3年1月、3月の4回にわたって提供済みであり、引き続き提供していく方針である。 	措置済	令和3年3月10日

指摘No.	指摘の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見	<p>業務の適正な執行について</p> <p>長時間勤務の是正とワーク・ライフ・バランスの推進は重要な課題であり、その解決には管理監督者による適切な労働時間の管理と、職員の意識向上が不可欠である。同時に、事務処理方法の改善等による効率化、事務の簡素化等により業務を見直し、時間外勤務そのものを削減していくことも必要である。</p> <p>また、時間外勤務の常態化をなくすための工夫や、業務が特定の職員に集中することのないよう適正配分に留意することも重要である。</p> <p>これらの取組は、超過勤務手当の削減、ひいては構成市からの分担金の軽減にも繋がることから、今後、さらに推進されなければならない。</p> <p>以上により、環境施設組合は、勤務時間内での効率的な事務執行はもとより、業務の省力化・簡素化・平準化により一層取り組まれたい。</p>	<p>(意見について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境施設組合では、毎年、「時間外勤務の縮減にかかる指針」に基づき、前年度の時間外勤務実績を踏まえ、各所属に時間外勤務に至った原因や課題、対応策などについてヒアリングを実施するなど、業務の適正な執行に努めている。 ・今回、過去の職員の勤務状況について、監査による調査の結果、未申請の休日勤務や時間外勤務、また勤務終了後の私事在館といった実態が一部存在していることが判明した。 ・今後は、原則に沿った時間外勤務申請の命令権者・職員への周知徹底、また命令権者が定期的に職員の勤務状況や有給休暇取得状況を確認するなどの対策を講じ、その中で業務の適正な配分や効率化を図っていくことで、長時間勤務を是正し、職員の健康管理にもつながる働きやすい職場となるよう努めていく。 	見解	—
2	<p>分析室における毒物劇物保管庫の転倒防止措置について改善を求めるもの</p> <p>工場における保管庫の転倒防止措置を確認したところ、次の状況が見受けられた。</p> <p>■すべての工場において、毒物劇物危害防止規定に定められているにも関わらず、卓上の保管庫に対して転倒防止措置を講じていなかった。</p> <p>[改善勧告]</p> <p>1 各工場は、毒物劇物危害防止規定を改定し、転倒防止措置について具体的に規定すること。</p> <p>2 各工場は、分析室にある毒物劇物の卓上の保管庫に対して、ストッパーや金具で固定を行うとともに、個々の薬品容器が転倒することがないように仕切り板で固定すること。</p> <p>3 管理責任者である工場長は、転倒防止措置について、定期的に固定状況を点検するなど、事後の管理も適切に実施すること。</p> <p>4 環境施設組合は、各工場が、毒物劇物危害防止規定に規定する各項目を遵守しているか、内部監察を適切に行うこと。</p>	<p>(改善勧告 1 について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各工場の毒物劇物危害防止規定について、令和 2 年 1 月に保管庫や棚が転倒することを防止するためストッパー・固定金具等を設置し、保管容器についても仕切り板等を使用して、転倒・転落を防止するように規定を改めた。 <p>(改善勧告 2 について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各工場の卓上保管庫については、転倒防止策として、令和元年11月に固定金具等を設置した。また、令和 2 年 3 月には、毒物劇物の保管容器の転倒防止策として仕切り板等を設置した。 <p>(改善勧告 3 について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年12月に制定した毒物劇物取扱要領に規定している毒物劇物取扱チェックリストを活用して、工場長が令和 2 年 3 月に転倒防止措置における固定状況の点検を行うとともに各工場の点検状況について確認を行った。今後は同要領に基づき、年 2 回、固定状況の点検を行っていく。 <p>(改善勧告 4 について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場長、建設企画課長が他工場へ出向いて、毒物劇物危害防止規定の取り組み状況の確認を相互に行う施設部内部監査を令和 2 年 3 月に行った。施設部内部監査の際は毒物劇物取扱チェックリストを活用して毒物劇物危害防止規定の遵守状況を確認した。今後も施設内部監査において同規定の順守状況の確認を行っていく。 	措置済	令和2年3月31日

指摘No.	指摘の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	<p>分析室における毒物劇物の保管方法について改善を求めるもの</p> <p>今回、実地調査を行った鶴見工場及び平野工場の分析室では、次のとおり保管が適切に行われていない実態が見受けられ、後日行った全工場に対する確認では、全工場において、同様に保管が適切に行われていなかった。</p> <p>■分析室内において、毒物劇物と薬品を同一の保管棚に収納しており、明確に区分された収納を行っておらず、各工場で定めている毒物劇物危害防止規定においても、区分収納に対して明確な定めがなかった。</p> <p>■毒物劇物の管理について、分析室の鍵の管理のみ行っており、個別の棚や保管庫の鍵の管理を行っておらず、毒物劇物危害防止規定において、入退室管理に関しての規定しか設けていなかった。</p> <p>[改善勧告]</p> <p>1 環境施設組合は、区分収納や鍵の管理についての統一的な指針を策定し、各工場の毒物劇物危害防止規定を改定させること。</p> <p>2 管理責任者である各工場長は、改定された毒物劇物危害防止規定に基づいて、鍵のかかる専用の保管庫に毒物劇物の区分収納を行い、保管庫ごとに、適切に鍵を管理すること。 また、上記保管が適切に行われているか定期的に確認し、また確認したことが検証できるよう証跡を残すこと。</p> <p>3 環境施設組合は、改定された毒物劇物危害防止規定について研修を行い、区分収納や鍵の管理の必要性、盗難・紛失等のリスクについて、毒物劇物を使用する職員に周知・啓発を行うこと。</p> <p>4 環境施設組合は、改定された毒物劇物危害防止規定が遵守され、適切に運用されているか定期的に内部監察を行うこと。</p>	<p>(改善勧告1について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各工場の毒物劇物危害防止規定について、令和2年1月に区分収納や鍵の管理の統一化を図るよう規定を改めた。 <p>(改善勧告2について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年1月に改定した毒物劇物危害防止規定に基づき、鍵のかかる専用の保管庫に毒物劇物を区分収納し、保管庫ごとの鍵の管理を行うこととした。 令和元年12月に制定した毒物劇物取扱要領に規定している毒物劇物取扱チェックリストを活用して、工場長が令和2年3月に各工場における区分収納や鍵の管理状況の点検を行った。今後は同要領に基づき、年2回点検し、そのチェックリストを証跡として残していく。 <p>(改善勧告3について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月までに、改定した毒物劇物危害防止規定に係る研修を行い、区分収納や鍵の管理の必要性、盗難・紛失等のリスクについて、毒物劇物を取り扱う全ての工場職員に周知及び啓発を行った。 <p>(改善勧告4について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場長、建設企画課長が他工場へ出向いて、毒物劇物危害防止規定の取り組み状況の確認を相互に行う施設部内部監査を令和2年3月に行った。施設部内部監査の際は毒物劇物取扱チェックリストを活用して毒物劇物危害防止規定の遵守状況を確認した。今後も内部監査において同規定の順守状況の確認を行っていく。 	措置済	令和2年3月31日
4	<p>分析室の毒物劇物及び薬品の管理について改善を求めるもの</p> <p>毒物劇物の盗難・紛失の防止対策については、「毒物及び劇物の盗難・紛失防止対策及び流出・漏洩等の事故防止対策の徹底について」（平成15年化学物質安全対策室長通知）の1-（1）-イにおいて、「貯蔵、陳列等されている毒物劇物の在庫量の定期的点検及び毒物劇物の種類等に応じたの使用量の把握を行うこと。」とされている。</p> <p>毒物劇物や薬品の管理については、コスト面や運用面を充分考慮し、使用に見合った数量の購入や適切な廃棄等も含めた適正な保管・管理がされなければならない。</p> <p>しかしながら、実地調査を行った平野工場では、一部の薬品について、通常使用すると見込まれる量をはるかに超えて保有していたことや、有効期限が切れてから相当年数経過している薬品を保有していたことが明らかになったが、その後全工場へ確認したところ、すべての工場で、平野工場と同様であることが明らかとなった。</p> <p>[改善勧告]</p> <p>1 環境施設組合は、毒物劇物や薬品の管理（購入・保有・廃棄）について、統一的なルールを作成すること。</p> <p>2 管理責任者である工場長は、適正量以上の毒物劇物や薬品を保有しないようにするとともに、有効期限が切れてから相当年数経過している薬品については、適切に廃棄すること。</p> <p>3 環境施設組合は、毒物劇物や薬品の管理状況について、工場内部だけではなく他工場によるクロスチェックや、内部監察によるチェックを行う仕組みを構築し、作成したルールが適正に運用されているか検証を行い、かつ検証を行った証跡を残すこと。</p>	<p>(改善勧告1について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年12月に毒物劇物取扱要領を制定し、令和2年1月に毒物劇物や薬品の適正な管理（購入、保有、廃棄）について統一化を図った。 <p>(改善勧告2について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 制定した毒物劇物取扱要領に基づき、毒物劇物や薬品を適正な保有量で管理するとともに、有効期限が切れてから相当年数経過している薬品については、令和2年9月に各薬品の安全データシートを参考のうえ、適切に廃棄を行った。 <p>(改善勧告3について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境施設組合として、毒物劇物や薬品の管理状況をクロスチェックするために毒物劇物取扱要領において、施設部長は総括的な管理、工場長は自工場の管理、施設管理課長は各工場の管理状況の確認を行うという管理体制を構築した。 この管理体制に基づき、工場長は、毒物劇物取扱チェックリスト及び毒物劇物等在庫管理表を活用して、工場における毒物劇物の管理状況を確認し、施設部長及び施設管理課長へ環境施設組合の文書管理システムを用いて供覧することで、3月と9月の年2回、クロスチェックを行った。 作成したルールが適正に運用されているか検証するために、令和2年3月に施設部内部監査を行い、各工場の毒物劇物取扱チェックリスト及び毒物劇物等在庫管理表を確認した。今後は同要領に基づき、3月と9月の年2回点検を行い、そのチェックリスト等を証跡として残していく。 	措置済	令和2年9月30日

指摘No.	指摘の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見	<p>毒物劇物の保管・管理について</p> <p>毒物劇物の保管については、平成28年度定期監査において、その管理・責任体制に係るルールの不存在的指摘し、統一的なルールを文書化する等の改善を求めたところ、毒物劇物の管理規定を工場毎に策定し、運用しているとの報告を受け、平成29年6月30日付で措置済とした。</p> <p>しかしながら、今回の監査において、策定された毒物劇物危害防止規定が、区分収納や保管庫毎に施錠すべきことを定めない不十分なものであったこと、また転倒防止措置については、誤解を招く表現であったことや卓上の保管庫が転倒することを想定していなかったことから、転倒防止措置としては不十分な内容であることが判明した。</p> <p>このような状況下で、不十分な規定の策定をもって、措置済としてしまったことは、監査に携わったすべての者が大いに反省すべきものと自戒を込めて考える。</p> <p>環境施設組合は、ひとたび毒物劇物について転倒事故や盗難・紛失などの事故が生じた場合には、一般市民に多大の不安を与え、最悪の場合は健康被害を生じさせる危険性があることを肝に銘じ、今後、毒物劇物の保管・管理に関して、厚生労働省、大阪府や大阪市、その他関係諸機関の規定に沿ったルールを作成し、厳格に運用するよう取り組まれない。</p> <p>また、内部統制の在り方として、コンプライアンス違反については、「見つけ、正す」という自浄作用が働くよう今一度、各組織の役割分担を確認されたい。特に、毒物劇物の保管・管理に関する他機関からの情報収集については、構成都市との情報交換などにより、最新の情報を得よう特段の努力をされたい。</p>	<p>毒物劇物の保管については、平成28年度定期監査の指摘を踏まえて各工場の毒物劇物危害防止規定を策定したが、「毒物及び劇物の保守管理について」（昭和52年薬務局長通知）の第1による「毒物劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用にもものする」という内容を十分に把握していなかったことから、各工場の毒物劇物危害防止規定には毒物劇物を区分して収納することや保管庫ごとで鍵を管理することが規定されておらず、不十分な管理状況となっていた。</p> <p>転倒防止措置については、保管庫や棚にはストッパーや固定金具が設置されているものの、毒物劇物の保管容器には転倒防止措置がされておらず、また卓上の保管庫は転倒することを想定していなかったため、机と保管庫を連結するなどの転倒・転落措置ができていなかった。</p> <p>このため、毒物劇物危害防止規定の改定に際しては、その内容が関係諸機関の規定に沿っているかを綿密に確認しながら実施した。</p> <p>今後は環境施設組合として毒物劇物の適正な管理を行うために施設部内部監査等に加え、施設部長、施設管理課長、工場長によるクロスチェックを行い、厳格に管理していく。また、毒物劇物の保管・管理に関する情報収集については、構成四都市と情報交換を行いながら、最新の情報を収集するように努めていく。</p>	見解	—